

## 阪南市介護保険サービス事業者等に対する監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第112条、第113条の2、第114条、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29及び第115条の33第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他

の従事者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求並びに指定地域密着型サービス事業者等の業務管理体制の整備に関して行う監査（以下「監査」という。）に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、勧告、命令及び指定の取消し（以下「行政上の措置」という。）を行う対象であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合又は指定地

域密着型サービス事業者等の業務管理体制の整備について、勧告、命令を行う対象であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査対象の選定）

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる通報、苦情、相談等の情報

ウ 都道府県、他市町村及び連合会からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等

オ その他、介護保険に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条及び阪南市介護保険サービス事業者等に対する調査及び指導実施要綱により確認した指定基準違反等

（監査の方法等）

第4条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 市長は、指定権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防

サービス事業者等（以下「都道府県指定サービス事業者」という。）について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対し行うものとする。ただし、都道府県指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が行う総合的な調整を基に当該都道府県の指示を受けけるものとする。

- 3 市長は、指定基準違反と認めるときは、文書により都道府県に通知を行うものとする。ただし、市と都道府県が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

（監査の結果通知等）

第5条 市長は、監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

- 2 市長は、当該サービス事業者等に対して、前項の文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

（行政上の措置）

第6条 市長は、指定の権限を持つサービス事業者等（以下「市指定サービス事業者等」という。）について、指定基準違反等が認められた場合には、次の各号に掲げる行政上の措置の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める処分を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 市長は、市指定サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、市指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。なお、市指定サービス事業者等が、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 勧告を受けた市指定サービス事業者等は、期限内に文書により改善内容等についての報告を行うものとする。

## (2) 命令

ア 市長は、市指定サービス事業者等が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつたときは、市指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

イ 命令を受けた市指定サービス事業者等は、期限内に文書により改善内容等についての報告を行うものとする。

## (3) 指定の取消等

市長は、市指定サービス事業者等の指定基準違反等の内容等が、法第78条の10各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、市指定サービス事業者等に係る指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

（聴聞、弁明の機会の付与）

第7条 市長は、監査の結果、市指定サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（経済上の措置）

第8条 市長は、市指定サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に係る指定基準違反等により行政上の措置を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

2 市長は、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求についての指定基準違反等により取消処分等を行った場合には、市指定サービス事業者等から、原則として、法第22条第3項の規定により、返還額のほか当該返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、監査の実施及び監査後の措置等に際し、必要に応じ関係行政機関との連携を図るものとする。

2 監査及び行政上の措置の実施状況については、必要に応じて厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月1日公告第7号)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。